岩谷堂西正面の公園に関して　建設局公園課　との交渉記録

2020/02/01～2020/06/10

結論：公園愛護協力会は都市公園だけが対象である。

岩谷堂西公園は（都市計画区域外なので）都市公園には入らない。

都市計画区域外に都市公園が存在する例を探せば、道は開けそうだが？？

　　　また、旧宮城町時代にこの団地が開発されているが、その時の資料を探して　都市計画区域外に都市計画決定し開園した公園であったと証明できれば、公園課の主張を変えさせられるかも？　多大な時間と経費が掛かる事になる。

------------------

発端：

仙台市には公園愛護協力会と言う組織があり、住民活動を支援しています。

仙台市公園愛護協力会[報償金支給要綱](https://www.city.sendai.jp/shisetsukanri/download/koenaigo.html)に基づく制度なので、清瀬の会も参加する為に申請書を提出したところ

 岩谷堂西の公園・緑地は対象外であるので協力会には入れない。

という返事を受けた。

疑問点：

登記簿には公園と表示されているのに、都市公園ではないとの説明でした。

Google検索に　都市公園とは、都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園、緑地や墓園及び都市計画区域外に都市計画決定し開園したものをいいます。
という記事もあったので

岩谷堂西は都市公園ではない根拠について建設局公園課と話し合いをした記録です。

3月始めの電話でのやり取りから6月までの公園課の方々との会話メモ

1　岩谷堂西公園愛護会を設立して、愛護協会に入りたいと相談

2　愛護協会は都市公園のみが対象なので岩谷堂西公園は対象外と言われた

3　登記上の公園と都市公園の違いの説明をお願いしたが、曖昧な返事しか得られないので再度、理由の説明を求めると、令和２年度内に愛護協会に入れるように努力するので待ってほしいとの連絡があった。

 　要点は：　確約はできないが愛護協会要綱の解釈を拡大して岩谷堂西公園も参加を認められるように努力するとの事だった。

4　愛護協会要綱の解釈を変えるのは、だれが行うのか？等質問には曖昧な回答しか得られないし、当方の勉強不足も認識したので以降メールでの話し合いにして、明確な結論を得られるようにする。

5　建設局公園課の担当者は　メールで返信するには上司からの確認を得る必要があり、手続きが複雑なので電話で回答したいと言ってきた。

　　当方は運転中なのでメールでお願いしますというが、再度電話で連絡あり。

６　現時点での疑問点は以下の2点になる。

　　愛護協会の解釈の変更はどのような手続きで行われるのか？
岩谷堂西の公園が都市公園ではないという、根拠を知りたい。

7　公園課佐藤氏より電話あり

文書での返答は上司の確認を要し、非常に大変なので電話で返答します。　愛護協会要綱は都市公園法に規定する都市公園に限定した物であり、都市公園とは　都市計画区域内だけの公園を指す。

岩谷堂西は都市計画区域外なので都市公園には入らないのは明白。

総合支所斉藤氏が1年待ってくれと言う話をした事には言及できないが

法律上の解釈で変わる事はあり得ない問題で、岩谷堂西公園が都市公園になる事はない。

都市計画区域外の団地造成には公園の作成義務はない事も言及した。

団地造成時は　旧宮城町の時代であり

都市公園とは何かと言う次元で争うのは勝ち目も無く、無意味な作業になるので、あきらめる。

仙台市の愛護協会要綱　の解釈を変える事を市会議員に依頼する事が必要となる　（総合支所の担当者が言った程度で変わる事があるのかな？？）

--------　　　以下Google検索での　参考資料　　------

建設局公園課は　都市計画区域外には都市公園は存在しないの　主張だったので都市公園を検索してみた

北海道[の一例](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/hana/citypark-about/index.html)

都市公園とは、都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園、緑地や墓園及び都市計画区域外に[都市計画決定](https://www.mizuho-re.co.jp/dictionary/print/n/204)し開園したものをいいます。

都市計画決定とは、「都市計画の案の作成」から「都市計画の告示」に至るまでの決定手続全体を指す。

[都市公園とは](http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180019/toshikouenhan/toshikouen/Park01/Park01.htm)

一般に「公園」と呼ばれるものは、「営造物公園」と「地域制公園」とに大別されます。



公園

造営物公園

地方公共団体の造営物公園　その他の公園（農村公園　特定地区公園）

特定地区公園（[カントリーパーク](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%AC%E5%9C%92#%E7%89%B9%E5%AE%9A%E5%9C%B0%E5%8C%BA%E5%85%AC%E5%9C%92%EF%BC%88%E3%82%AB%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%91%E3%83%BC%E3%82%AF%EF%BC%89)）とは

都市計画区域外の一定の町村における農村漁村の生活環境の改善を目的とする公園。面積4ha以上を基準として配置する。都市公園における地区公園相当規模（標準面積4ha）の公園に応じ、1990年から補助が行われている。

農村公園とは農業集落居住者の憩いの場を提供する目的で造られた公園で、農林水産省の農村総合整備モデル事業として整備された公園[1]が含まれる。

**公園愛護協力会とは**

仙台市公園愛護協力会は、主に地域の町内会・子供会・婦人会・老人会などで構成され、身近な公園の除草・清掃や花壇づくり、遊具をはじめとする公園施設の点検などを行っています。

各区役所公園課では、公園愛護協力会の活動を支援しています。

仙台市の都市公園を対象として設立される会で公園愛護協力会の[要綱](https://www.city.sendai.jp/shisetsukanri/download/documents/koenaigo.pdf)に適合するものをいう。岩谷堂西公園は　仙台市の都市公園ではないので不適合。

**都市公園とは**

[都市公園法](#都市公園法)

第二条　この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、公園施設を含むものとする。

一　都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、

　　及び　地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

 **上記は岩谷堂西公園は都市公園であると解釈できる**

都市計画施設とは　　　[都市計画法](https://www.mlit.go.jp/common/000029198.pdf)

都市計画法第11条に掲げられている都市施設（道路、公園、水道、下水道など）に関して、その名称・位置・規模などが「都市計画」に定められたとき、その都市施設を「都市計画施設」と呼ぶ（都市計画法第4条第6項）。

（都市計画法第4条第6項）

６　この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

都市計画法第11条

(都市施設)

第十一条都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設で必要　なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一　道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

二　公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

三　水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

[戻る](#_top)

[都市公園法](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/viewContents?lawId=331AC0000000079_20160401_426AC0000000069)　　昭和三十一年法律第七十九号　都市公園法

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、公園施設を含むものとする。

一　都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの

　　及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二　次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ　一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ　国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

その他　検索表示された記事

「都市公園」とは

一般的にイメージされる「都市」にあるとは限りません。

都市公園法に定められた、国または地方自治体が設置した公園のことをいいます。つまり、日本全国すべての地方自治体が設置した公園は「都市公園」ということになります。

「自然公園」とは区別されている「都市公園」は、

遊び、運動、レクリエーション、防災等、さまざまな目的に向けて整備されます。自然環境を保護するために、一定区域を公園に指定している「自然公園」とは異なります。

「都市公園」は、

① 住区基幹公園　② 都市基幹公園　③ 大規模公園　④ 国営公園　⑤ 緩衝緑地等

小さな街角の公園から幅広い使い方ができる大規模な公園まで、規模も用途もさまざま。

メール記録

From : 建設局公園課 <ken010220@city.sendai.jp>

To : <info@iwayadou.com>

Date : 2020/06/09 10:09

Subject : 公園についてのお問い合わせ（回答）

あなた様

仙台市にある1,771（平成29年4月1日現在）の公園は、

都市公園法のもとで管理している「都市公園」になります。

都市公園は、法律上、都市計画区域内に設置することとされるため、

都市計画区域外である作並字岩谷堂西の用地は都市公園として

公告することができません。

また現在のところ、公園愛護協力会は、仙台市公園愛護協力会要綱第２条で

「都市公園を対象として設立される」とされており、都市公園以外の公園で

結成することができないこととなっております。

なお、登記簿上の地目「公園」はあくまで登記する際の「土地の用途」を

示しているため、都市公園と関係はございません。

以上は都市公園とそれ以外の公園についてのご説明でしたが、

都市公園以外の公園の愛護活動の取り扱いについては今後の検討課題と

させていただきたく、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

令和2年6月9日

仙台市建設局百年の杜推進部公園課長　阿部　正浩

公園課施設管理係　担当　森口

市役所本庁舎6階　電話022-214-8395

メールアドレス　ken010220@city.sendai.jp

From : 建設局公園課 <ken010220@city.sendai.jp>

To : <info@iwayadou.com>

Date : 2020/06/09 18:33

Subject : 公園についてのお問い合わせ（再回答）

あなた様

ご返信いただきましたメールのご質問にお答えいたします。

都市公園法第二条に下記のとおり定められております。

「第二条　この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、

その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける

公園施設を含むものとする。

一　都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に

規定する都市計画施設をいう。略））である公園又は緑地で

地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する

都市計画区域内において設置する公園又は緑地」

都市計画施設及び都市計画区域については下記URLからご確認ください。

「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」

http://www2.wagamachi-guide.com/sendai\_tokei/

「ご利用条件を確認する」→「同意する」→住所検索してください

公園課施設管理係　担当　森口

市役所本庁舎6階　電話022-214-8395

メールアドレス　ken010220@city.sendai.jp